

## 権利者不明著作物等に係る我が国の裁判制度と EU 孤児著作物指令との比較

平成 26 年 12 月 11 日

	日本	EU 孤児著作物指令
制度の概要	権利者の不明その他の理由により権利者と連絡することができない場合に、権利者の許諾を得る代わりに <u>文化庁長官の裁定</u> を受け、著作物等の通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法にその著作物等を利用利用することができる制度。	加盟国は、公共図書館等が、その所蔵品に含まれる著作物等のうち、入念な調査を経ても権利者が不明であるものを、デジタル化等のために複製する行為及び公衆に対して利用可能とする行為を、権利の例外あるいは制限と位置付け、孤児著作物状態を加盟国間で相互承認する制度。 (孤児著作物の <u>欧州共同体商標意匠庁(OHIM)</u> への登録が必要。)
利用主体	限定なし	公共のアクセスが可能な図書館、教育機関、博物館、文書館、フィルム又は音声遺産の保存機関、公共放送機関
目的	限定なし（商業利用可能）	公益的な任務に関する目的を達成する為
対象著作物	公表等された著作物、実演、レコード、放送、有線放送	①図書館等の収蔵品に含まれる文書形式で発行された著作物 ②図書館等の収蔵品に含まれる映画、視聴覚著作物、レコード ③公共放送機関が 2002 年までに自ら制作した映画著作物、視聴覚著作物、レコードであり自己のアーカイブに含まれているもの
利用方法	制限なし	①公衆に対して利用可能とする行為 ②デジタル化、利用可能化、索引作業、目録作成、保存又は修復を目的として行われる複製行為
利用する上で求められる権利者検索の内容	「相当な努力」： ①名簿・名鑑等の閲覧又はネット検索サービスによる情報検索 ②著作権等管理事業者等への照会 ③利用しようとする著作物等について識見を有する団体（著作者団体、学会等）への照会 ④日刊新聞紙又は（公社）著作権情報センターのウェブサイトでの 7 日間以上の	「入念な調査」： ※利用される著作物等の種類に応じて情報源は異なる 【発行された書籍の場合】 ①納本制度、図書館の目録、図書館又は他の機関によって管理される典拠ファイル ②加盟国における出版社又は著作者の団体 ③現存するデータベース及び登録簿、

	広告	WATCH、ISBN、印刷された書籍を記録したデータベース ④適切な集中管理団体、特に複製権管理団体のデータベース ⑤VIAF 及び ARROW を含む複数のデータベースや登録簿を統合する情報源
<b>権利者への補償</b>	通常の使用料の額に相当するものとして 文化庁長官の定める額の補償金	公正な補償金
<b>補償の支払方法</b>	利用前に供託	支払方法（時期を含む）の詳細は加盟国の裁量（利用者の事前支払は義務付けられていない）
<b>第三者による権利者不明著作物等の利用</b>	一度裁判を受けた著作物について第三者が利用する際には、改めて同様のプロセスを経て当該第三者の利用について裁判を受けることが必要。一方、第三者に利用させるために受ける裁判の申請は可能。	英・独・仏では、OHIM のデータベースに登録された孤児著作物を第三者が利用する際には、改めて入念な調査をする必要はないが、利用方法や連絡先については登録が必要